

3 申告日程・会場

受け付け開始時間
8時30分

役場申告会場

- ▶日時 2月16日⑧～3月16日⑧
(④・⑩、⑫は除く)
9時～11時30分、
13時～16時
- ▶場所 役場2階大会議室

- ※ 受け付け開始時間は8時30分です。早朝からの順番待ちはお控えください。
- ※ 混雑を回避するため、右の表のとおり校区ごとに指定した日に来場してください。
- ※ 指定日以外に来場した場合は、受け付けの順番を後に変更することがあります。
- ※ 指定日に来場できない人のため、2月16日⑧、3月16日⑧の2日間、校区指定なしの日を設けています。
- ※ 混雑の状況によっては、午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。例年、午前中は混雑する傾向があります。

期間	混雑予想(※)	指定校区
2/16 ⑧	■■■■	校区指定なし
17 ⑨	■■■■	松 前
18 ⑩	■■■■	
19 ⑪	■■■■	北伊予
20 ⑫	■■■■	
24 ⑮	■■■■	岡 田
25 ⑯	■■■■	
26 ⑰	■■■■	松 前
27 ⑱	■■■■	
3/ 2 ⑲	■■■■	
3 ⑳	■■■■	北伊予
4 ㉑	■■■■	
5 ㉒	■■■■	
6 ㉓	■■■■	
9 ㉔	■■■■	岡 田
10 ㉕	■■■■	
11 ㉖	■■■■	
12 ㉗	■■■■	
13 ㉘	■■■■	校区指定なし
16 ㉙	■■■■	

出張申告会場

- ▶日時 2月26日⑳～3月13日㉑
(④・⑩は除く)
9時～11時30分、13時～16時
- ▶場所 各地区の自治公民館・集会所
- ※ 出張申告会場は、対応する職員が少なく、長時間お待たせすることが予想されます。あらかじめご了承ください。
- ※ 待合場所が狭い地区もありますので、できる限りe-Tax(4ページ参照)や役場申告会場での申告にご協力ください。
- ※ 各会場で、交通災害共済加入の受け付けを行います。詳しくは、広報まさき2月号と一緒に各戸配布するチラシをご覧ください。

期間	混雑予想:9時～11時30分	混雑予想:13時～16時
2/26 ㉑	■■■■ 大 溝	■■■■ 鶴 吉
27 ㉒	■■■■ 上高柳※	■■■■ 出 作
3/2 ㉓	■■■■ 恵久美	■■■■ 北川原
3 ㉔	■■■■ 塩 屋	■■■■ 大 間
4 ㉕	■■■■ 西古泉	■■■■ 筒 井
5 ㉖	■■■■ 南黒田	■■■■ 昌農内
6 ㉗	■■■■ 宗意原	■■■■ 北黒田
9 ㉘	■■■■ 新 立	■■■■ 西高柳
10 ㉙	■■■■ 本 村	■■■■ 神 崎
11 ㉚	■■■■ 横 田	■■■■ 徳 丸
12 ㉛	■■■■ 永 田	■■■■ 中川原
13 ㉜	■■■■ 東古泉	— —

※ 上高柳は「上高柳老人憩の家」で実施

※混雑予想指数



昨年度の来場者数から、本年度の混雑状況を予想したものです。ただし、混雑状況はあくまで目安です。実際の混雑状況が予想と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

税の申告をしよう

2月16日⑧～3月16日⑧

町県民税について
税務課町民税係 ☎ 985-4110
FAX 985-4148
所得税について
松山税務署 ☎ 941-9121

1 申告はお忘れなく

所得税の申告(確定申告)が必要な人

- ▶ 営業、農業、不動産などの収入がある人、土地や建物を買った人などで、所得合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- ▶ 給与と退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ▶ 給与を2カ所以上の事業所からもらっている人
- ▶ 給与と収入が2千万円を超える人
- ▶ 年金受給者で、年金の収入金額が400万円を超える人が年金以外の所得が20万円を超える人

申告の必要がなくても…

- 追加する各種所得控除のある人は、申告をしないと町県民税が減額される場合があります。
- また、下のような人は、申告をすると源泉徴収された所得税などが還付される場合があります。
- ▶ 年末調整を受けていない人
- ▶ 医療費控除や寄附金控除を受ける人 など
- ※ 給与と退職所得以外の所得の合計が20万円以下でも、その所得を含めた申告が必要です。

町県民税(住民税)の申告が必要な人

- ▶ 所得税の申告をしていない人で、令和8年1月1日現在、町内に住所があり、前年中に給与か公的年金以外の収入(営業、農業、不動産、パート、一時金、個人年金など)があった人
- ▶ 収入がなく、扶養されていない人が町外の親族に扶養されている人

2 申告会場に行く前に

自宅から e-Tax の利用を

国税庁ホームページ(下のQRコード)では、スマートフォンやパソコンで画面の案内に従って入力するだけで、申告書が簡単に作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信するか、印刷して郵送が可能です。ぜひご利用ください。



- ▶ e-Taxに必要なもの
 - ・マイナンバーカード
 - ・マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォンか、ICカードリーダーライター(パソコンの場合)
- ※ 令和7年10月1日より、マイナンバーカードがない場合に税務署が発行していたIDとパスワードは、新規発行停止になりました。今後、初めてe-Taxを利用する人は、マイナンバーカードを用意してください。
- ※ 「IDとパスワード」はe-Taxで使用する利用者識別番号ではありません。利用者識別番号の新規取得は引き続き可能です。

校区ごとに受付日を指定

しています(「3 申告日程・会場」参照)。

来場するときのお願い

- ▶ 営業、農業、不動産所得がある人は収支内訳書を、医療費控除がある人は医療費控除明細書を、あらかじめ記入した上で来場してください。
- ※ 記入できていない場合は、受け付けの順番を後に変更することがあります。
- ▶ 混雑を回避するため、申告する人は1人で来場してください。
- ※ 介助が必要な場合も、原則として介助者は1人としてください。
- ※ 介助者も一緒に申告をする場合は、介助者・本人いずれかの校区の指定日に来場できます。

4 申告に必要なもの

CHECK

- 税務署からのお知らせはがき（送付されている人だけ）
- 給与や年金の令和7年分の源泉徴収票
- 営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書
 - ※ 収入、経費を必ず集計してきてください。
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払（控除）証明書
- 医療費控除（セルフメディケーション税制の適用を含む）を受ける人は、明細書
 - ※ 詳しくは右の「医療費控除を受ける人へ」をご覧ください。
- 本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの
 - ※ 所得税などが還付される場合に必要です。
- 申告者・扶養親族のマイナンバーが確認できるもの
- 申告者の身元確認ができるもの（運転免許証など）

医療費控除を受ける人へ

領収書の提示・提出ではなく、「医療費控除の明細書」が必要です。

▶申告に必要なもの

「医療費控除の明細書」か「セルフメディケーション税制の明細書」

※ 明細書は、町ホームページからダウンロードできるほか、1階ロビーにもあります。あらかじめ控除額の集計をお願いします。

※ 領収書は、明細内容確認のため5年間保存してください。

※ 医療費控除とセルフメディケーション税制の適用は同時に受けられません。

営業、農業、不動産所得がある人へ

▶申告に必要なもの

「収支内訳書」

※ 収支内訳書は、町ホームページからダウンロードできるほか、1階ロビーにもあります。あらかじめ収入、経費の集計をお願いします。

5 申告受け付けできないもの

次の申告は、役場申告会場・出張申告会場共に受け付けできません。

e-Taxを利用するか、税務署で申告してください。

- ▶住宅ローン控除1年目の申告
- ▶過年分（令和6年分以前）の申告
- ▶分離課税の土地建物等や株式等に係る譲渡所得など
- ▶分離課税の適用を受ける上場株式などに係る配当所得
- ▶分離課税の先物取引に係る雑所得など
- ▶分離課税の山林所得

- ▶外国所得税を含む配当所得
- ▶退職所得 ▶青色申告 ▶雑損控除申告
- ▶亡くなった人の申告（準確定申告）

※ この他にも町で受け付けが難しいと判断した場合は、税務署をご案内することがあります。

松山税務署での確定申告相談

- ▶期間 所得税など 2月16日⑧～3月16日④
消費税・地方消費税 ～3月31日④

※ ①・②・③を除く。ただし3月1日⑧は実施

- ▶時間 9時～17時（受け付け 8時30分～16時）

- ▶場所 松山税務署（松山市若草町4番地3）

- ▶持参品 上に記載の「申告に必要なもの」

※ 混雑緩和のため、入場整理券が必要です。当日会場
で配布するほか、LINEを使ったオンライン事前発行ができます。詳細は国税庁LINE公式アカウント(右のQRコード)で確認を。



※ 今年は臨時駐車場がありません。来署の際には、公共交通機関の利用をお願いします。